

第 45 回 日本労働衛生研究協議会学術総会

講演 1 最近の労働衛生行政の動向 質問と回答

Q1. 歯科特殊健康診断の対象物質は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄リンのみで、「その他の物質は対象とならない」と言うことでしょうか？その他の物質で承知されている対象となる物質があればご教授ください。

(答)

労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）第 66 条第 3 項の歯科医師による健康診断の対象となる有害業務については、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第 3 項において「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と定めておりますが、このうち「その他歯又はその支持組織に有害な物」については、現在法令や通知等で具体的に示されているものではありません。

なお、「その他歯又はその支持組織に有害な物」については、近年の作業場における作業の実態等を踏まえる観点から、令和 4 年度から開始する厚生労働科学研究費補助金による研究を含め、今後必要な調査・研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行って参ります。

Q2. 特殊歯科健診の対象者は常時、酸にばく露している者のみでしょうか。使用量や作業時間などの対象者の基準があれば教えてください。

(答)

お尋ねの基準等については、特殊健康診断においても特段通達等で定めたものではありません。

労働安全衛生調査（実態調査）における用語の定義において、常時従事とは「継続してその有害業務に従事する」場合や「一定の期間ごとに反復してその有害業務に従事する」場合などをいうとしています。

Q3. 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、1 年以内に 1 回に緩和できるという話であるが、歯科特殊健診ではどのように考えられているでしょうか。

(答)

ご指摘の健康診断の実施頻度の緩和については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）をはじめとする特別則上の特殊健康診断であり、労働衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 48 条に規定されている歯科健康診断については、頻度緩和の対象とされておられません。

なお、歯科健康診断における実施頻度の緩和の可能性につきましては、令和 4 年度から開始する厚生労働科学研究費補助金による研究を含め、今後必要に応じ調査・研究を進めて参ります。

Q4. 健康経営が拡がりを見せていますが、形式的な活動で終わらせようとする企業も存在しています。衛生委員会や産業医等の関わりや衛生コンサルタントとのつながりの強化が必要ではないか？今後、何か施策をお考えでしょうか？

(答)

健康経営銘柄 2022 選定及び健康経営優良法人 2022 に係る認定要件においては、産業医・保健師の関与を必須要件として、評価することとしています。今後とも、健康経営が実行ある形で取り組まれるよう、経済産業省とも連携を図ってまいります。

Q5. 労働衛生コンサルタントの活躍の場の拡大は検討されていますか？コンサルタントのさらなる活躍を期待される分野はございますか？

(答)

例えば、今般の化学物質による労働災害防止のための新たな規制（改正労働安全衛生規則（令和4年5月31日公布））においても、自律的な管理の状況について、外部専門家の確認・指導を受けること等とされていますが、当該専門家の例として労働衛生コンサルタントとして業務に従事した経験を有する者が挙げられるなど、化学物質の自律的管理において活躍の期待が高まっていると考えられます。

（参考：厚生労働省 HP「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html